

新 JIS マーク表示制度について

1. はじめに

工業標準化法の改正を受けて、従来の JIS マーク表示制度（以下旧 JIS と表記）は平成 17 年 9 月 30 日で廃止され、新 JIS マーク表示制度（以下新 JIS と表記）へ切替われました。ただし、円滑に新 JIS へ移行するための経過措置期間が設けられており、現時点では旧 JIS も有効です。なお、平成 20 年 10 月 1 日からは新 JIS が完全施行され、旧工業標準化法に基づく JIS 工場（以下 JIS 工場と表記）であっても新 JIS の認証を取得し直す必要があります。合わせて、JIS マークのデザインも変更されます。参考までに図 1 に新旧 JIS マークを示します。

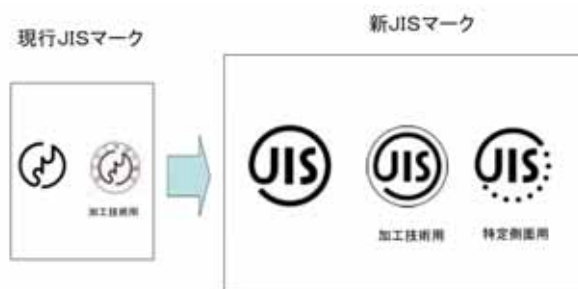


図 1 新旧 JIS マーク

以下、新 JIS のあらましとそれに対する当試験場の取組みを紹介します。

2. 新 JIS のあらまし

工業標準化法改正の主旨は International Organization for Standardization(ISO)との整合化と行政改革です。それを受けて新 JIS は以下のように改正されています。

国による認定制度から民間の登録認証機関による認証制度への変更。

認証審査の工程が「初回工場審査」と「初回製品検査」の2段階に分離

JIS マーク表示の対象事業者が、製造業者、販売業者及び輸出入業者に拡大。

（従来は6ヶ月間の生産実績を示しうる継続的な生産ができる製造業者のみ）

JIS マーク表示可能品が、国家指定品

から JIS 規格適用製品に拡大。

（ただし一部の JIS 規格のみが適用される場合は図 1 右端に示す特定側面用 JIS マークを表示しなければならない）
JIS マークデザインの変更

3. 当試験場の取組み

現状では JIS A 5208（粘土がわら）に係る登録認証機関は、（財）建材試験センター、（財）日本建築総合試験場、（財）日本品質保証機構及び韓国標準協会の4機関ですが、新 JIS への経過措置期間中に、認証申請が（財）建材試験センターに集中してしまいました。

一方、当試験場は三州瓦の産地に立地していることもあって、これまでも数多くの JIS A 5208 の曲げ試験、吸水試験、凍害試験を、依頼試験として実施してきました。そのような経緯で（財）建材試験センターから当試験場に、初回製品検査にかかる前述3試験の委託申込が有りました。原則としては登録認証機関が自前の試験場で初回製品検査を実施すべきですが、登録認証機関の都合により第三者試験機関に初回製品検査を依頼することは認められています。ただしその第三者試験機関は JIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）に規定される要求事項を満足している必要があります。新 JIS 認証が円滑に進むことは業界にとっても良いことですので、上記の要求事項をクリアするため、試験機器のトレーサビリティ確保並びに試験作業標準、試験結果チェックシート及び試験係員の教育マニュアルの整備等の措置を行い、現在（財）建材試験センターからの委託試験を実施しています。

出典

- 1) 穂山、神原、八田編：新 JIS マーク認証の手引，P19～P31(2005)，日本規格協会
- 2) URL:[<http://www.jisc.go.jp/newjis/>]



常滑窯業技術センター 三河窯業試験場 榊原一彦 (0566-41-0410)
研究テーマ：瓦破砕材を利用した人工干潟造成材の開発
担当分野：粘土瓦